



# おぎわら隆宏 市政報告

たかひろ

Municipal administration report

住民投票署名特集号

立憲・国民フォーラム横浜市議員団市政報告西区版2020年9月1日発行

カジノ IR 誘致の是非を決める住民投票の実現を目指す署名活動期間は  
**9月4日(金)～11月4日(水)です!**

## 「カジノIR誘致の是非を決める住民投票」の実現のためには

### ①約6万2千筆以上の署名が必要です。

署名期間が終わりましたら、集まった署名を各区の選挙管理委員会に提出します。選挙管理委員会は、署名が適正に集まっているかどうか審査します。審査を終えた署名は、市民がチェックできるよう7日間縦覧に供されます。縦覧期間が終わった後、市長は署名と共に住民投票条例制定の請求を受理し、受理した日から20日以内に横浜市会を招集し、「住民投票条例案」を付議しなければなりません。その際、市長は自らの意見を付すこととなっています。



ヨコハマの未来は、  
横浜市民が決める!

### ②横浜市会で可決される必要があります。

市長の意見が付された「住民投票条例」が上程され、議論されます。その際、請求代表者が市会で意見陳述します。そして、住民投票を行うべきかどうか、市会で採決が行われます。採決時期は2021年の第1回定例会(会期1月～3月)と想定されています。可決された場合、条例の指定する日数内で住民投票が実施されます。否決された場合、住民投票は実施されません。

## 住民投票実現のため、西区民の皆様、ぜひおぎわら隆宏事務所でご署名下さい!

署名には押印が必要です。事務所にお越し下さる際は、印鑑をご持参下さい。(拇印も有効となります)

または、下記 署名期間中(9月4日～11月4日)、おぎわら隆宏事務所は「署名スポット」になります

おぎわら隆宏事務所まで  
ご連絡下さい。署名を頂きに伺います!



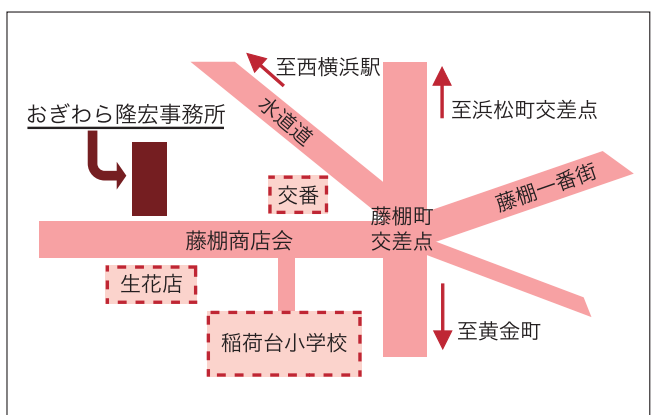
署名期間中も、受任者募集中!

おぎわら隆宏事務所へご連絡頂くか、おぎわら隆宏ホームページから受任者ご登録頂けます。

☎ 045-334-7213    FAX 045-334-7214

✉ [ogi@ogiwara-takahiro.com](mailto:ogi@ogiwara-takahiro.com)

おぎわら隆宏政務活動事務所 〒220-0053 横浜市西区藤棚町1丁目100番地  
開所時間: 平日午前10時～午後5時(署名期間中は、土日祝も開いています)



# 住民投票で、市民の思いをかたちに。 政治の主役は、主権者である市民です。

## 民主主義の原点

◆住民投票は、日本では法的拘束力を持つことが出来ないとされています。欧米では、住民投票を行うと決める際に、その結果に法的拘束力を持たせる(法的拘束力のある住民投票 binding referendum)か、持たせないか(法的拘束力のない住民投票 non-binding referendum)をあらかじめ決めておく方法が一般的です。日本の場合は、憲法(第95条)と国の法律(例:大阪都構想の是非を決める住民投票)及び地方自治法で定められたもの(市長・議会・議員リコール)以外は、法的拘束力のない諮問型の住民投票しか行われていません。本来、地方自治の本旨に照らせば、法的拘束力のある住民投票も選択出来るようにするべきです。

◆住民が全員参加で直接決める決定は、何よりも重たいものであり、たとえ法的拘束力がなくても、政治家は住民の直接意思に従うべきであるのが、民主主義の原則です。たとえば、今年1月31日にイギリスはEUを正式に離脱しましたが、このEU離脱を決めたイギリスの国民投票には、法的拘束力がありませんでした。しかし国民全員で決めた決断であることから、EU残留派であったキャメロン首相は辞任し、イギリス政府は国民の意思を実現したのです。政治家は、主権者である国民市民が直接決めた結果に従うという民主主義の鉄則に沿う姿です。地方自治法には、住民の大切な権利として議会や市長の規定よりも前に、住民の条例制定請求権が定められています。選挙も含め、住民が直接決めることこそ、最も公平公正かつ権威ある決定であるということが、民主主義にとって大切な原点なのです。



## 住民自治の深化を

◆住民投票が実現するためには、議会の可決が必要ですが、これは住民投票制度としてはハードルが高く、本来、市長リコールと同じく議会審議を経ず住民投票が行える制度が必要です。これを「常設型住民投票制度」として実現している自治体(例 大和市、川崎市)も多数あります。横浜にはまだこの制度がなく、その実現が望まれます。横浜市会は、党派を超えて等しく市民の意思を問い、その結果に従って市政を運営する良識を持つべきと思います。

◆神奈川新聞社等が6月20日~21日に行った調査によりますと、66.43%の横浜市民がカジノ誘致に反対(強く反対48.8%、どちらかといえば反対17.63%)し、22.41%の横浜市民が賛成(強く賛成6.87%、どちらかといえば賛成15.54%)し、昨年9月の調査に比べ、反対する市民は2.58%増え、賛成する市民は3.29%減っています。林文子市長はコロナ禍によって世界の様相が大きく変わっている現在も、カジノIR誘致を推進しています。大手IR事業者の撤退、実施方針公表の再延期、市増収見込み額も再検証となり、国会議員による買収疑惑も浮上しているカジノIR誘致は、まさに混迷を極めています。

◆カジノIR誘致は、カジノ(賭博)で得た収益で市民生活を営むことを目的としており、単なる財政・経済政策にとどまらず、横浜市民の人生観や価値観に広く関わる重大な決定です。ここはしっかりと立ち止まり、住民投票でヨコハマに暮らす横浜市民の直接の意思によって、民主的に誘致の是非を決すべきではないでしょうか。住民投票を求めた市民の思いは歴史に永遠に残ります。その市民の思いに市会や市長がどう応えたかも永遠に残ります。真に市民に寄り添う横浜市政が展開されるよう、住民投票の実現に向けて、市民の皆様のお力添えを賜りたく心よりお願いを申し上げます。

## マンガで解るカジノ住民投票 署名編



\*マンガで解るカジノの是非を決める住民投票解説編が市政報告別冊でご覧いただけます。